

## こばやしウオーキングクラブ会則

### (総則)

第1条 本会は、こばやしウオーキングクラブと称する。

### (目的)

第2条 本会は、小林市及び周辺住民を対象として、和気あいあいと、だれでも・どこでもできるウオーキングを通して、健康な心身・仲間づくりを支援することを目的とする。

### (組織)

第3条 本会は、本クラブの目的に賛同するもので組織する。

2 本会は、日本ウオーキング協会の傘下にある宮崎県ウオーキング協会に加盟する。

### (会の入会及び会員の特典)

第4条 本会に入会するとき、入会届を提出する。

2 会員には、会員証が発行され、本会より必要な情報等を与える。

3 会員は、JWA（日本ウオーキング協会）による各種大会・行事・講習会・研修に参加し受講する機会がある。

第5条 本会に入会した者には、ウオーキング大会の案内をする。

### (事務局)

第6条 本会の事務局は会員より選出した事務担当者が当たる。

### (事業)

第7条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の行事を行う。

- (1) 地元を中心とした、定期的ウオーキングの開催
- (2) 各地ウオーキング大会の参加
- (3) 宮崎ツデーマーチをはじめとするウオーキング活性化のためのボランティア活動の積極的参加

### (役員)

第8条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 会計 1名 (4) 理事 若干名
- (5) 監事 1名 (6) 事務局 2名 (7) 連絡員若干名

2 役員は総会の承認を得る

3 役員任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

4 会長は県協会の常任理事、副会長1名は理事を兼ねる。

5 本会の役員は連絡網の連絡員を兼ねる。

### (顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、総会の承認を得る。

(会議)

- 第10条 本会の会議は総会と理事会とする。
- 2 総会は年1回開催し、次のことを審議し決定する。
    - (1) 年度計画及び予算
    - (2) 年度報告及び決算
    - (3) 次年度役員選出及び規約改正等。
    - (4) 本会の議長は、選出により決める。
    - (5) 議事は、総会出席会員の過半数の決議で定め、可否同数のときは議長がこれを定める。
  - 3 理事会は会長、副会長、理事、会計、事務局で構成し、会長が招集し、本会の運営上必要な事について協議する。

(会計)

- 第11条 会計は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2 毎年、総会において会計報告をする。

(会費)

- 第12条 年会費は2,500円とし、協会加盟費その他、必要経費に充てるものとする。
- 2 非会員の参加は4月から8月期間中は認めない。但し、9月以降については参加費300円で認めるものとする。  
なお、4月から8月期間中において、特別参加を必要とする場合は会長の承認を受けることとする。
  - 3 年度途中の入会は認める。
  - 4 翌年、1月から3月までの入会は、新年度の入会を条件に無料とする。

以下 省略とする

(付則)

- 本会の会則は平成25年4月1日より施行。
- 付則2 この本会の会則は平成26年4月1日より施行
- 付則3 この本会の会則は平成26年9月14日より施行
- 付則4 この本会の会則は平成28年4月25日より施行